

令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託に係る
公募型企画提案募集要領

令和 3 年 10 月
龍ヶ崎市市長公室シティセールス課

令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託に係る
公募型企画提案募集要領

1 はじめに

本市では、平成24年にまちづくりにおける最上位の計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定し、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」のキャッチフレーズの下、「まちの活性化と認知度向上」を目指す取り組みを行ってきた。

また、平成29年から「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」がスタートし、「若者・子育て世代の定住環境の創出」の位置づけ、令和2年度より定住促進グループの設置をはじめ、定住促進に向けた取り組みに力を入れているところである。

本事業では、市民の暮らしにスポットを当てた冊子制作を行うため、本市の暮らしや魅力、地域資源などのポテンシャルを十分にPRできる冊子編集や制作の手法などを含め本事業実施に関する企画提案書を求めるものである。

本事業の企画提案では、高度な企画力、デザインなどの創造性を考慮した上で、事業の目的に対し、最もふさわしい提案をし、成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 業務の概要

- (1)事業名称 令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託
- (2)業務内容 「令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託仕様概要書(以下「仕様概要書」という。)」を基礎に、提案内容を踏まえ協議の上で決定する。
- (3)納入場所 龍ヶ崎市市長公室シティセールス課
- (4)履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
但し、検査期間10日間を含む。
- (5)事業予算額 上限額 1,887千円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 参加要件等

(1)参加要件

企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる要件全てを満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 平成29年度～令和3年度に地域の魅力発信に係る冊子制作を元請として国、都道府県又は市区町村や観光協会等(民間企業も含む)から受託し、誠実に履行した実績があること。(受託中の業務を含む)
- ③ 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社にて3カ月以上直接雇用していること。
- ④ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- ⑤ 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事

務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。

- ⑥ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者については, 手続開始の決定を受け, かつ, 手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - ㊶ 国税(法人にあっては法人税, 消費税及び地方消費税, 個人にあっては所得税, 消費税及び地方消費税をいう。)
 - ㊷ 県税(法人, 個人ともに茨城県が課税する全項目)
 - ㊸ 市税(法人にあっては法人市民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 個人にあっては市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税)

(2) 資格要件確認基準日

本市が企画提案書を受理した日

4 参加資格の喪失

参加申込書を提出した者が次の各号のいずれかに該当した場合は, 参加資格を喪失するものとする。

- (1) 「参加要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業予算額を上回る提案があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり, 令和3年度龍ヶ崎市 PR 冊子編集制作業務委託審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 参加申込者が, 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

5 全体スケジュール

内容	期日
公募開始日	令和3年10月5日(火)
参加申込書提出期間	公募開始日から令和3年10月14日(木)まで
質問書受付期間	公募開始日から令和3年10月14日(木)まで
質問書に対する回答期限	令和3年10月15日(金)
必要書類の提出期限	令和3年10月25日(月)
プレゼンテーション	令和3年11月4日(木) 予定
審査結果の通知	令和3年11月12日(金) 予定
契約手続き	令和3年12月中旬

6 プロポーザル関係書類の配布

(1) 配布方法

提出書類の様式は、龍ヶ崎市役所本庁舎3階にあるシティセールス課で配布もしくは龍ヶ崎市公式サイトにて公開し、ダウンロードする。

(2) 資料等配布期間

令和3年10月5日(火)から令和3年10月14日(木)まで

※龍ヶ崎市役所で受領を希望する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)。

7 参加申込書の提出

本事業のプロポーザルに参加する事業者は、次の書類を提出するものとする。なお、1応募者につき1提案のみとする。(同一事業者の本社、支店等での重複応募は認めない。)

(1) 提出書類

- ① 公募型企画提案参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要書(様式第2号)
- ③ 公募型企画提案参加資格に関する誓約書(様式第3号)

(2) 提出期限

令和3年10月14日(木)必着

(3) 提出方法

郵送もしくは龍ヶ崎市市長公室シティセールス課へ持参

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(正午～午後1時を除く)。

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問

参加申込書を提出した者は、本件の公募に関して不明点を質問することができる。

なお、質問は原則2回以内とする。

- ① 提出書類 質問書(様式第8号)
- ② 提出方法 電子メールにて提出すること。
- ③ 受付期間 公募開始の日から令和3年10月14日(木)午後5時15分までとする。

(2) 回答

質問に対する回答は、次の方法により行う。

- ① 回答期限 令和3年10月15日(金)
- ② 回答方法 電子メール及び龍ヶ崎市公式サイトにて回答する。
- ③ 留意事項
 - ・同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
 - ・意見表明や本事業の趣旨からかけ離れている場合には本市の判断により、回答を行わない場合がある。
 - ・質問者の名称等は、公表しない。

- ・評価に対する質問については、回答しない。

9 必要書類の提出

(1)必要書類

①公募型企画提案参加申込書(様式第1号)※「7 参加申込書の提出」のとおり

②会社概要書(様式第2号)※「7 参加申込書の提出」のとおり

③公募型企画提案参加資格に関する誓約書(様式第3号)※「7 参加申込書の提出」のとおり

④協力会社概要書(様式第4号)

- ・本業務に携わる予定の協力会社等(個人事業主も含む)がある場合には、体制図(任意)も別途提出すること。

⑤同種業務実績書(様式第5号)

- ・同種業務実績として提出できる件数は6件までとする。
- ・同種業務実績とは、地域の魅力を発信するために国、都道府県及び市区町村や観光協会等(民間企業も含む)から受託した冊子制作業務に関連するものとする。
- ・特に、市区町村における業務がある場合には優先して明示すること。
- ・業務等の概要を明記し、業務が完了しているものは実績が分かる制作物を添付すること。
- ・実績の対象は、平成29年4月以降に行った業務ですでに完了しているもの、もしくは、令和4年3月末までに完了予定のものとする。

⑥業務実施体制(様式第6号)

- ・本業務を所定の期間内に履行するため、総括責任者、業務担当者を置く。
- ・総括責任者、業務担当者(協力会社を含む)については、経歴や業務実績、現在の担当業務を記載すること。(様式第7号の1、様式第7号の2)

⑦企画提案書(様式任意)

- ・提案書は、「令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託仕様概要書」の内容を踏まえたうえ、項目ごとに記載すること。
- ・記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門用語や略語は極力使用しないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。
- ・A4版縦もしくは横書きを原則とし、両面20ページ以内で、簡潔に要領よく記載すること。(A3版を使用する場合には、1枚あたりA4版2ページとカウントする。)
- ・記載に当たって図や表及び写真を用いることは差し支えないが、いずれもページ数に加えるものとする。ただし、表紙は、ページ数に含めない。

⑧見積書

- ・見積書は、総額(見積書様式1)、その内訳書(見積書様式2)で構成すること。
- ・内訳書(見積書様式2)については、総額(見積書様式1)の積算根拠となる内訳を仕様概要書における「第2章 業務の内容等」中「3 業務内容」にあわせた項目を大項目とし、詳細に記載すること。
- ・総額(見積書様式1)については、事業予算上限額を上回った場合は参加資格を喪失する。

⑨納税証明書(未納の税額がないことを証明するもの)

ア) 法人の場合

○国税(様式その3の3)

法人税, 消費税及び地方消費税(全社)

○県税(様式40号の4(イ))

茨城県が課税する全項目(茨城県内に本店, 支店又は営業所等がある場合)

○市税(「未納税額のない証明書(様式第3号の1)」を市役所税務課にて発行)

法人市民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税(龍ヶ崎市内に本店, 支店又は営業所等がある場合)

※設立間もない法人でまだ課税されていない場合は, 法人の設立等に関する申告書の写しを提出してください。

イ) 個人の場合

○国税(様式その3の2)

所得税, 消費税及び地方消費税(全員)

○県税(様式40号の4(イ))

茨城県が課税する全項目(茨城県に納税義務がある場合)

○市税(「未納税額のない証明書(様式第3号の2)」により市役所税務課にて発行)

市・県民税, 固定資産税・都市計画税, 軽自動車税, 国民健康保険税(龍ヶ崎市内に納税義務がある場合)

(2) 提出部数等

①提出部数 正本1部 副本9部

②提出期限 令和3年10月25日(月)必着

③提出方法 持参又は郵送

持参の場合は, 平日の午前8時30分から午後5時15分まで。(正午～午後1時を除く)

④提出先 龍ヶ崎市市長公室シティセールス課

(3) その他

参加申込後に辞退する場合には, 令和3年10月25日までに参加辞退届(様式第9号)を提出すること。

10 選考方法

(1) 審査方法

企画提案書, プレゼンテーション及び見積金額について, 総合的に評価する。

評価に当たっては, 「評価基準」に基づき, 「令和3年度龍ヶ崎市PR冊子編集制作業務委託審査

委員会(以下、「審査委員会」という。))において評価し、総得点1位の事業者を優先交渉権者として選考する。また、総得点2位の事業者も併せて選考する。

また、参加申込者が1者の場合でも、評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

(2)第1次審査

4者以上の提案があった場合は、事前審査として企画提案書をはじめとする提出書類による書類審査を審査委員会によって行い、プレゼンテーションへの参加事業者3者を決定する。

第1次審査結果通知:令和3年10月下旬発送予定

(3)プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容などを審査するため、プレゼンテーションを次のとおり実施する。

日時:令和3年11月4日(木)予定

※詳細は本市が別途通知により指定した日時とする。

説明者:説明は企画提案書の業務実施体制に記載したもののうち3名以内とする。

実施方法:原則として、龍ヶ崎市役所を会場に実施する予定だが、社会情勢を鑑み、オンラインで行う可能性がある。

- ①制限時間は35分以内とする。(プレゼンテーション20分、質疑応答15分)
- ②プレゼンテーションは、本市が会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参すること。なお、プロジェクターと接続するケーブル(HDMIケーブル)は本市が準備する。
- ③プレゼンテーションは提出した資料を用いて行うこと。なお、追加資料の配布は認めない。ただし、提出された企画提案書を補足するための資料の投影は認める。
- ④留意事項
 - ㊶企画提案書の内容を具体的に説明すること。
 - ㊷説明時は平易な用語で、わかりやすく説明すること。
 - ㊸指定した時刻に遅れた場合には、特別な事業がない限り、失格となる場合がある。
 - ㊹新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化により、提案者がプレゼンテーションに参加が困難な状況が発生した際は書類審査のみとなる場合がある。
 - ㊺その他、詳細については原則として本市の指示によるものとする。

11 選考結果の通知及び契約

(1)選考結果等

- ・選考結果は、全参加者へ書面にて通知する。また、審査結果(第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで)を市公式サイトへ掲載する。
- ・提案者は、自身の評価結果について提示を求められることができる。
- ・審査は、非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- ・総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しない場合がある。

(2) 契約に向けた協議

総得点1位の事業者を第1優先交渉権者として、市と契約に向けて業務仕様及び価格等について協議する。ただし、第1優先交渉権者と協議が調わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

(3) 契約締結

11(2)により、契約内容を協議し、本市と第1優先交渉権者(協議が調わない場合は次点者)とがその内容に合意した後に本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、契約を締結するものとする。

(4) 第1優先交渉権者の辞退

第1優先交渉権者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止などの対応をする場合がある。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に掛かる一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 市は、提出された企画提案書等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (5) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13 担当・連絡先

龍ヶ崎市市長公室シティセールス課定住促進係(担当:柴山)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111 内線 377

メールアドレス citysales@city.ryugasaki.lg.jp